

●佐賀県条例第五十四号

佐賀県知事 古川康

平成十九年十月五日

佐賀県市町立学校県費負担教職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

備考略	二百七十三／四百九十四 略	審査	一百七十一 貸金業者登録の申請に対する審査	一百七十一 貸金業者登録の申請に対する審査	一百四十／三百七十 略	基づく温 泉成分分 析を行 施設の登 録の申請 に対する 審査
			一百七十二 貸金業者登録の更新申請に対する審査	一百七十二 貸金業者登録の更新申請に対する審査	一百四十／三百七十 略	基づく温 泉成分分 析を行 施設の登 録の申請 に対する 審査
備考略	二百七十三／四百九十四 略	審査	一百七十一 貸金業者登録の申請に対する審査	一百七十一 貸金業者登録の申請に対する審査	一百四十／二 百七十一 略	基づく温 泉成分分 析を行 施設の登 録の申請 に対する 審査
			一百七十二 貸金業者登録の更新申請に対する審査	一百七十二 貸金業者登録の更新申請に対する審査	一百四十／二 百七十一 略	基づく温 泉成分分 析を行 施設の登 録の申請 に対する 審査

(目的)

佐賀県市町立学校県費負担教職員の自己啓発等休業に関する条例

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の五の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員（以下「職員」という。）の自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の自己啓発等休業)

第二条 職員の自己啓発等休業については、佐賀県立学校職員の例による。

附 則

この条例は、平成十九年十一月一日から施行する。

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月五日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県条例第五十五号

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）の一部を

次のように改正する。

第十九条第三項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日から施行する。

参考資料

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

(金銭貸付け等の制限)	改 正 後	改 正 前
(金銭貸付け等の制限)		

第十九条 略

2 略

3 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者は、青少年に金錢の貸付け(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金錢の交付を含む)又は金錢の貸付けの媒介をしてはならない。

2 略

3 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者は、青少年に金錢の貸付け(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金錢の交付を含む)又は金錢の貸付けの媒介をしてはならない。

3 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者は、青少年に金錢の貸付け(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金錢の交付を含む)又は金錢の貸付けの媒介をしてはならない。

4 略

佐賀県社会福祉施設条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成十九年十月五日

佐賀県知事 古川康

◎佐賀県条例第五十六号

佐賀県社会福祉施設条例の一部を改正する等の条例

(佐賀県社会福祉施設条例の一部改正)

第一条 佐賀県社会福祉施設条例(昭和三十三年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基く保護施設」を削り、「基く老人福祉施設」を「基づく老人福祉施設」に、「基く児童福祉施設」を「基づく児童福祉施設」に改める。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

(佐賀県立いづみ荘設置条例及び佐賀県立いづみ荘使用料条例の廃止)

第二条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 佐賀県立いづみ荘設置条例(昭和三十八年佐賀県条例第十号)

二 佐賀県立いづみ荘使用料条例(昭和三十八年佐賀県条例第十一号)

附 則

(施行期日)

公布の日から施行する。

(佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例の一部改正)

2 佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例の一部を改正する。

(平成十九年佐賀県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「日の隈寮」を削る。

参考資料

第一条(佐賀県社会福祉施設条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(目的)

第一条 この条例は、社会福祉事業を行うため、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく老人福祉施設及び

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づく児童福祉施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置することを目的とする。

(設置)

第二条 前条に定める社会福祉施設を次のとおり設置する。

一 保護施設
(設置)

第二条 前条に定める社会福祉施設を次のとおり設置する。

一・二 略

名 称	施設の種類
日の隈寮	教護施設
神埼市	

二・三 略

附則第二項(佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、

第二条の表第二十二号中ヨをタとし、ホからカまでをヘからヨまでとし、ト。

第一条 佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

レ 法第四十三条第三項の規定により、建築物の新築等の協議を行うこと。

第二条の表第二十二号ハ中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同号ニ中「第三十四条第十号」を「第三十四条第十四号」に改め、同号中フを工とし、タからケまでをソからコまでとし、ソの前に次のように加える。

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第二十二号ハ中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」

◎佐賀県条例第五十七号
佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月五日

佐賀県知事 古川康

佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

三一五 略

三一五 略

二 佐賀県社会福祉施設条例(昭和三十三年佐賀県条例第十七号)第二条の規定により設置されている佐賀向陽園、伊万里向陽園、みどり園及び聖華園

二 佐賀県社会福祉施設条例(昭和三十三年佐賀県条例第十七号)第二条の規定により設置されている日の隈寮、佐賀向陽園、伊万里向陽園、みどり園及び聖華園

(定義)

第二条 この条例において、県立福祉施設とは、次に掲げる施設をいう。

第二条 この条例において、県立福祉施設とは、次に掲げる施設をいう。

一 略

改 正 後

改 正 前

二の次に次のように加える。

ホ 法第三十四条の二第一項の規定により、開発行為の協議を行うこと。

第二条の表第二十四号イ中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改める。

(佐賀県都市計画法施行条例の一部改正)

第二条 佐賀県都市計画法施行条例(平成十五年佐賀県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条第一項中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改め、同条第五項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「第三十四条第八号の四」を「第三十四条第十二号」に改め、同項第二号イ中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「第四条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(市町等が処理する事務の範囲等)
第一条 次の表の上欄に掲げる事務は、それ

(市町等が処理する事務の範囲等)
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それ

することとする。

事務

市町又は広域連合

事務

市町又は広域連合

		二十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下この号から第二十五号までに「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるものの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）	
		イ・ロ 略 ハ 法第三十四条第十二号の規定による既存の権利者からの届出を受理すること。 二 法第三十四条第十四号の規定により、開発審査会の議を経ること。 ホ 法第三十四条第一項の規定により、開発行為の協議を行うこと。 ヘ・タ 略 レ 法第四十三条第三項の規定により、建築物の新築等の協議を行うこと。	
改 正 後		二十二の二・二十三 略 二十四 法に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） イ 法第三十四条第十二号の規定による知事に対する既存の権利者からの届出を受理すること。 ロ 略	
		二十二の二・二十三 略 二十四 法に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） イ 法第三十四条第九号の規定による知事に対する既存の権利者からの届出を受理すること。	
改 正 前		二十二の二・二十三 略 二十四 法に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） イ 法第三十四条第十一号の条例で定める予定建築物等の用途は、規則で定める一戸建ての専用住宅（区域外の道路及び当該道路から建築物の敷地に至る道路の幅員が六メートル以上である場合は、規則で定める用途）以外の用途とする。	
		二十二の二・二十三 略 二十四 法第三十四条第八号の三の条例で定める予定建築物等の用途は、規則で定める一戸建ての専用住宅（区域外の道路及び当該道路から建築物の敷地に至る道路の幅員が六メートル以上である場合は、規則で定める用途）以外の用途とする。	
		（条例で定める予定建築物等の用途） 第五条 法第三十四条第十一号の条例で定める予定建築物等の用途は、規則で定める一戸建ての専用住宅（区域外の道路及び当該道路から建築物の敷地に至る道路の幅員が六メートル以上である場合は、規則で定める用途）以外の用途とする。	
		（条例で定める予定建築物等の用途） 第五条 法第三十四条第八号の三の条例で定める予定建築物等の用途は、規則で定める一戸建ての専用住宅（区域外の道路及び当該道路から建築物の敷地に至る道路の幅員が六メートル以上である場合は、規則で定める用途）以外の用途とする。	
		（条例で定める開発行為） 第五条 法第三十四条第十二号の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。	
		一 略 二 自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅の建築を目的として規則で定める規模以下で行う開発行為で、次のいずれかに該当するもの	
		（条例で定める開発行為） 第六条 法第三十四条第八号の四の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。	
		一 略 二 自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅の建築を目的として規則で定める規模以下で行う開発行為で、次のいずれかに該当するもの	
		（条例で指定する土地の区域） 第三条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、市町長の申出に基づき、次に掲げる基準に適合するものとして知事が指定した土地の区域とする。	
		（条例で指定する土地の区域） 第四条 法第三十四条第八号の三の条例で指定する土地の区域は、市町長の申出に基づき、次に掲げる基準に適合するものとして知事が指定した土地の区域とする。	

う。)を区域区分に属する都市計画の決定の日(以下「区域区分の日」という。)前から引き続き所有する者又は予定地を区域区分の日以後に当該引き続き所有する者から相続により取得し引き続き所有する者(以下「区域区分の日前土地所有者」という。)のうち、区域区分の日前から当該市街化調整区域内の自己の所有する住宅に引き続き居住する者又は当該住宅を区域区分の日以後に相続により取得し引き続き居住する者及びそれらの者の親族(民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十五条に規定する親族のうち、それらの者と同居している者又は以前に同居していた者で、相続により予定地の所有権を取得する権利を有するものに限る。)が市街化区域、第三条第一項又は前号の規定により知事が指定した土地の区域その他の区域(以下「市街化区域等」という。)内に建築可能な土地を所有していない場合に、当該それらの者の親族が予定地で行う開発行為

3 2 略
口 略

第三条第二項から第四項までの規定は、第一項第一号の規定による指定並びに前項の規定による変更及び解除について準用する。

第六条～第八条 略

う。)を区域区分に関する都市計画の決定の日(以下「区域区分の日」という。)前から引き続き所有する者又は予定地を区域区分の日以後に当該引き続き所有する者から相続により取得し引き続き所有する者(以下「区域区分の日前土地所有者」という。)のうち、区域区分の日前から当該市街化調整区域内の自己の所有する住宅に引き続き居住する者又は当該住宅を区域区分の日以後に相続により取得し引き続き居住する者及びそれらの者の親族(民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十五条に規定する親族のうち、それらの者と同居している者又は以前に同居していた者で、相続により予定地の所有権を取得する権利を有するものに限る。)が市街化区域、第四条第一項又は前号の規定により知事が指定した土地の区域その他の区域(以下「市街化区域等」という。)内に建築可能な土地を所有していない場合に、当該それらの者の親族が予定地で行う開発行為

3 2 略
口 略

第四条第二項から第四項までの規定は、第一項第一号の規定による指定並びに前項の規定による変更及び解除について準用する。

第七条～第九条 略

申購
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十月五日印 刷及び發行者
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発行定日
所 毎週月曜日
株 古川総合印刷
水 金曜日
金 印刷